

マージン率公開資料

改正労働者や派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

令和7年 4月 1日作成

対象期間 令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	1人
派遣先事業所数(実数)	1事業所
労働者派遣料金の平均額	17,600円/8時間
派遣労働者の賃金の平均額	12,400円/8時間
マージン率	30.7%

■マージン率に含まれるもの

- ・社会保険料:雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険
- ・福利厚生費:派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断・ストレスチェック等・教育研修費
- ・教育研修費:資格取得・適性診断等の受講費
- ・事故賠償費:派遣労働者による事故賠償費の会社負担費
- ・派遣元会社経費

等

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の内容	派遣前研修・マナー研修・LSFA研修・職能別研修等
キャリアコンサルティング窓口	相談窓口永迫千容乃（電話番号 075-463-2101）

※労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を、令和7年3月4日に締結

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲【全ての派遣労働者】

当該労使協定の有効期間の周期【令和8年3月31日】

社会福祉法人 大五京 Gap-Filler
〒603-8485 京都市北区衣笠衣笠山町10
許可番号 派26-300502